解散公告（第一回）

当法人は、責任役員会及び大阪府知事の認証により、平成二十六年七月十日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月七日

大阪府東大阪市上石切町二丁目一三六四番地
宗教法人明正教清心分教会
清算人　今村　鈴美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年二月二十二日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月七日

札幌市中央区南二条東四丁目一番地一九
管理組合法人クリーンリバーフィネス大通
清算人　太田　和洋

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年六月十日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月七日

福岡市南区野間四丁目二番二七号
エステート・モア・大池通り管理組合法人
清算人　守　和夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年六月十日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月七日

福岡市中央区荒戸二丁目五番二六号
エステート・モア・西公園管理組合法人
清算人　守　和夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年六月十日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月七日

福岡市中央区白金二丁目一番一七号
エステート・モア・白金クロス管理組合
法人
清算人　守　和夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年六月十日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月七日

福岡市中央区那の川二丁目八番一五号
エステート・モア・平尾パージュ管理組
合法人
清算人　守　和夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年六月十日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月七日

福岡市中央区舞鶴一丁目九番二三号
エステート・モア・舞鶴管理組合法人
清算人　守　和夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年六月十日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月七日

福岡市中央区今泉二丁目四番三三号
エステート・モア・今泉管理組合法人
清算人　守　隼人

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年六月十日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月七日

福岡市中央区警固二丁目二番二八号
エステート・モア・警固管理組合法人
清算人　守　和夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年六月十日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月七日

福岡市中央区薬院四丁目一八番五号
エステート・モア・浄水通り管理組合法人
清算人　守　和夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年六月十日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月七日

福岡市中央区薬院三丁目一一番三〇号
エステート・モア・薬院通り管理組合法人
清算人　守　和夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年六月十日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月七日

福岡市中央区警固一丁目一番一〇号
エステート・モア・警固本通り管理組合
法人
清算人　内川　晴美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年六月十日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月七日

福岡市中央区高砂二丁目一一番五号
エステート・モア・平尾センティモ管理
組合法人
清算人　守　和夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年六月十日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月七日

福岡市中央区大手門一丁目三番一七号
エステート・モア・大手門管理組合法人
清算人　内川　晴美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年六月十日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月七日

福岡市中央区舞鶴一丁目六番二八号
エステート・モア・天神倶楽部管理組合
法人
清算人　守　和夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年六月十日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月七日

福岡市中央区春吉三丁目一六番一七号
エステート・モア・天神アトリエ管理組
合法人
清算人　守　和夫